

労務 ROAD

■働き方改革 Q&A ①年次有給休暇について

【Q1】「年次有給休暇の年5日の取得義務」の施行はいつから？

▶A1：年5日の取得義務は2019年4月1日以降に付与日が到来した年次有給休暇から適用します。（施行期日より前に付与された年次有給休暇は、施行時点の残日数にかかわらず5日の取得義務はありません。）

【Q2】対象となる労働者は？

▶A2：年次有給休暇の取得義務の対象となるのは、当年度の付与日に10日以上
の年次有給休暇が与えられた労働者です。
パートタイマーやアルバイトで週30時間未満勤務の労働者も、有給休暇の
比例付与の対象となる場合があります。詳しくは下記の図をご覧ください。

●週30時間未満の労働者の有給休暇の比例付与日数

		勤続年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月～
週 所 定 労 働 日 数	5日 以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日
	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

【Q3】年次有給休暇の管理はどのようにすればいいの？

▶A3：使用者は、労働者ごとに、年次有給休暇を与えた時季・日数、付与の基準日を明らかにした管理簿を作成・保存する義務があります。
管理簿の作成方法や形式には特に定めはありませんので、会社の規模などに合わせて、使いやすいものを作成してください。

【Q4】年次有給休暇の付与義務に違反した場合の罰則は？

▶A4：年5日の年次有給休暇を取得させなかった場合は労働基準法違反となり、従業員一人当たり最大30万円の罰金に処せられることがあります。

【Q5】年次有給休暇の「計画的付与制度」ってどんなもの？

▶A5：付与した年次有給休暇のうち5日を超える分については、使用者が計画的に取得日を割り振ることができる制度です。確実に年5日の年次有給休暇を取得させるための方法として、「計画的付与」を導入することも効果的です。

※計画的付与制度を導入するには、あらかじめ労使協定を結ぶ必要があります。計画的付与制度は会社の実態に合わせた方法での活用が可能です。

たとえば・・・

- ①会社や事業場全体で同じ日を休みにする
- ②従業員をいくつかのグループに分け、グループごとに交代で取得する
- ③従業員の希望を事前に聞いて、個人ごとに別々の日を休みにする 等

【厚生労働省より】

VOL.648
(1906-3)



河本社労士事務所

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
編集担当：矢尾・君野・川端

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

最近、雨が降ったり、暑
かったり、折り畳み傘
と、日傘が手放せなくな
ってきました～！

梅雨の季節は雨天兼用
傘を活用しようと思ひ
ます！（川端）

SNSでもお役立ち情報
配信中です



【アカウント】
Facebook: 河本社労士事務所
Instagram: @ksj_koumoto
Twitter: @ksj_koumoto